

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 2 日現在

機関番号：13901

研究種目：新学術領域研究（研究領域提案型）

研究期間：2011～2015

課題番号：23101002

研究課題名（和文）責任概念の素朴理解と非難を規定する心理過程の解明と法的概念の教育方法の考案

研究課題名（英文）Psychological bases of blame and judgment of responsibility among lay people: Empirical investigation and the development of methods for legal education.

研究代表者

唐沢 稯 (Karasawa, Minoru)

名古屋大学・環境学研究科・教授

研究者番号：90261031

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 15,500,000円

研究成果の概要（和文）：「責任」や「意図」といった概念は、現実の司法において決定的な役割を果たすにもかかわらず、これらの概念が法律の世界において持つ意味と、一般人がそれについて理解する内容（「素朴法理解」）の乖離は大きい。そこで、社会心理学の研究者が中心となって、法社会学、応用倫理学等の専門家との協働により、実証研究を行った。得られた知見からは、違反行為に関する責任追求と違反者に対する責任追及の峻別の困難さ、法人等の本来は心的状態をもたないはずの社会的実体に自然人と同様に意図や動機などの作用を推論して責任判断を行う傾向等が明らかになった。また、応用倫理学や法教育に適用可能な理論的枠組みの提案を試みた。

研究成果の概要（英文）：As an interdisciplinary attempt across the areas of psychology, law, and ethics, the present study aimed to reveal the structure of "naive legal theory" (i.e., a mental model prevalent among lay people without formal training) with respect to legal concepts such as responsibility, and the underlying psychological processes. In a series of empirical studies employing social psychological experiments, we examined how judgments of responsibility are constructed concerning acts of an individual (natural person) as well as those of an organization (legal person). We also analyzed the contents of different kinds of norm-conscious behavior as well as the effect of their activated states through priming methods. A theoretical model was proposed so that motivational cognitive processes contributing to the construction of responsibility can be accounted for on the integral basis on traditional theoretical perspectives of legal philosophy and ethics.

研究分野：社会心理学

キーワード：責任判断 法と心理学 素朴理解 原因推論 規範 文化 量刑 法教育

## 1. 研究開始当初の背景

「責任」や「意図」といった概念は、現実の司法において極めて重要な役割を果たすにもかかわらず、これらの概念が法学あるいは法実務において持つ意味と、一般人が理解する内容(「素朴法理解」との間には、しばしば大きな乖離が認められる。こうした乖離は、特に裁判員裁判等において顕在化した場合に重大な影響を招く恐れがある。また、マスコミ等を通じた司法に関する報道の内容と、これを受け取る一般市民の素朴法理解が食い違つと、司法制度全体に対する信頼を低下させかねない。ところが、専門家と一般人の間の法理解の乖離について、その実態を把握し、原因となる心理的過程を解明しようとした試みは、理論面でも実証でも極端に不足していた。

## 2. 研究の目的

前項で述べた問題意識に基づき、本研究が設定した目的とは、社会心理学、法社会学、応用倫理学の専門家が結集し、素朴法理解の構造とその基底にある心理的過程の特質を実証的に明らかにするとともに、それぞれに関する規範論的位置づけを与える理論的枠組みを構築することであった。先ず、原因推論過程や、「意図」等の心的状態に関する推論過程、非難の形成と懲罰動機といった心理的諸過程に関する、心理学理論および実証的知見を涉猟し、そしてこれらを含む観点を導くことを目指した。その手がかりとして、個人レベルおよび集団レベルでの「責任」、そして刑事と民事の各領域における「責任」に関する認識について、またその文化的基盤について検証を行うことを、中心問題のひとつと位置づけた。これにより、組織の代表者に対する責任追及、個人を捨象した抽象的実体としての組織・集団それ自体に対する固有の責任追及、また集団成員として経験される集合的責任意識といった、異なる問題領域に通底する素朴理解構造について、実証的心理学の方法を用いながらアプローチすることが可能となった。加えて、こうして措定された素朴理解を、従来の法理論体系と関連づける作業、また哲学・倫理的視点から体系づける作業を行うことを目指した。

## 3. 研究の方法

### (1) 責任判断と非難に属人的情報が与える影響

一般人の素朴法理解においては、**違反行為**に関する責任追求と、**違反者**に対する責任追及とが、峻別されにくいことが予測される。社会的認知研究の膨大な知見によると、こうした属人的判断傾向は、むしろ人間の社会的事象に対する認識の基本的特質であるとさえ言える。そこで、社会的認知研究でしばしば用いられるシナリオ実験を主な手法として、道徳的に劣った人格や、非人間的(動物的あるいは機械的)いづれの意味においても)

属性を持った人物が当事者となる刑事事案シナリオを用いて、非難の構成要素である意図認知や感情的反応などとともに、非難、懲罰動機などを併せて測定し、これらの変数間の構造的連関を分析した。大学生を対象として実験だけでなく、特に人物道徳性の効果を調べた実験では一般市民の幅広い層を対象に、web調査の形式でデータを収集した。

### (2) 組織の責任と成員個人の責任

#### ( ) 組織の責任とリーダーの責任

日本人はアメリカ人よりも組織のリーダーに対して厳しい責任判断を行うことが先行研究で知られている。すなわち、リーダーを責める際、アメリカ人はリーダー個人の行為に基づいて責めるのに対し、日本人はリーダー個人の行為だけでなく組織の行為にも基づいて責めるのである。本研究は、こうした文化差が、集団の因果的影響力に注目する認知傾向の文化差によってもたらされるのか、それとも、集団の利益を優先する集団主義的価値観の文化差によってもたらされるのかを検討した。具体的題材として、組織で生じた良い出来事に対してリーダーをどの程度賞賛するかを日米の回答者(学生)に尋ねた。

#### ( ) 組織リーダーの引責行為

組織の活動が外部の人に被害をもたらした場合、組織トップがどのような釈明をすれば組織の信頼を損ねにくいのか、また、組織トップ個人の引責が組織の評価を維持する上で有効なのかを検討した。回答者(日本人学生)は、不祥事後の記者会見場面を描いた文章を読み、不祥事の原因や組織の誠実さ、組織の責任感の評価を行った。

#### ( ) 組織の責任と個人の責任

組織と成員の責任がどのようなとき「正相関」し、どのようなとき「負相関」するのかを明らかにすることを目指して研究を行った。

さらに、特定個人を介せずに法人それ自体に責任を負わせることができるか、という法学の法人処罰の論点に関して、一般の人々はどのように考えているのかを明らかにするため、一般市民を対象とするweb調査を行った。

### (3) 行為者としての組織・集団

法人をはじめ、本来心的状態をもたないはずである組織についても、自然人と同様に意図や動機など心的状態を推論し、これに基づいて非難と責任判断を行うという理論モデルを検証するための実験研究を行った。特に、組織の行為主体性(agency)の認知と意図認知、義憤感情、非難と懲罰動機の因果パス構造を解析した。データは、一般市民を対象とするweb調査によって得られた。

### (4) 専門家による理解との比較

本プロジェクトの研究課題である「法的概念の教育方法」という実践的な研究目的を踏まえて、単に一般人の法意識(法の素朴理論)に留まらず、法律家が責任帰属についてどう

いう法意識を持っているか、そして法律家が一般人の法意識についてどのように考えているか（法律家のメタ認知）を明らかにするための質問紙調査を行った。

専門家対象の調査は、2015年の司法試験合格者、司法修習生、若手法曹（以下法律専門家とよぶ）に対して行った。回収数は計187通であった。これを、上記(2-)で収集した一般人データとの比較により分析した。

#### (5) 集合的罪悪感

集団成員としての責任意識研究として、集合的罪悪感の成立過程について実験的検討を行った。集団間葛藤に関する実験パラダイムを用いたが、加害者側の集合的罪悪感を扱った多くの先行研究とは対照的に、被害者側が罪悪感を加害集団成員に要求する過程についてオリジナルな仮説の検証を試みた。これと関連して、集団間における感情、認知、コミュニケーションをめぐる諸過程の検証を並行して行った。

#### (6) 法意識プライミングの効果

法意識を涵養することが、一般人の規範遵守的態度にもたらす影響を吟味するための実験研究を行った。法意識プライミングを導入することにより、規範遵守傾向を促進できるかどうか分析の焦点であった。これと関連して、命令的規範と記述的規範の区別に関する実証や、規範遵守に関わる自尊感情の測定、さらにプライミング手法の開発なども併せて実行した。

#### (7) 法教育の実践

法教育の実践を目指して、本プロジェクトを通じて論考された素朴法理解に関わる様々な変数を、情報端末利用に関わる倫理教室における教材に活用し、またその実効性を確かめるための調査にも適用した。

## 4. 研究成果

### (1) 責任判断と非難に属人的情報が与える影響

人格的道德性が劣る被告、あるいは動物性という意味での非人間性が知覚される被告には、より重い量刑判断がなされることが一貫して示された。また、低道徳性に対する懲罰の主要な媒介変数として最も一貫した結果を得たのは、更生可能性に関する認知による媒介であった。これは無能力化への動機が強く作用したものであると解釈された。これと並んで、応報的感情の媒介効果も見られた。

### (2) 組織の責任と成員個人の責任

「組織の責任とリーダーの責任」については、良い出来事においても、日本人は、組織の責任をリーダーに波及させる判断を示していた。これは、「集団の因果的影響力に注目する認知傾向の文化差」という解釈と、より整合する結果であった。

「組織リーダーの引責行為」については、トップの謝罪や減給処分は不祥事原因の認知にはほとんど影響しないが、組織の誠実さや責任感の認知には影響することが、明らか

になった。考察では、引責場面において、組織の代表が組織の身代わりとして機能しうることを論じた。

「組織の責任と個人の責任」については、成員が「組織の方針に反して自分の意志で」逸脱行為をしている場合は、成員は「行為に関する責任」、組織は「監督過失の責任」といった異なる種類の責任を問われ、両者の間で正の相関（成員の行為の責任が大きいほど、それを見逃した監督過失も大きい、といった認知）が見られることを予測した。一方、成員が組織の方針に従って逸脱行為をしている場合は、組織と成員のいずれもが部分的に行為主体であった可能性があり、両者とも行為に対する責任、という同一の責任の一部を問われ、両者の責任の間には負の相関（一方に大きな行為主体性が知覚されるほど、他方の行為主体性は小さく知覚され、責任もそれと連動する）が見られることを予測した。前者の正相関の予測は支持されたが、後者の負相関の予測は支持されず、無相関だった。回答者は、組織が行為を主導しているような場合でも、組織の監督責任も重視していたため、負相関と正相関が相殺しあい、無相関となった可能性がある。

さらに、「特定個人を介さずに法人それ自体に責任を負わせることができるか」という問題に関しては、明白な過失がある成員がいなくても、組織の活動を通じて起きた結果に対しては大多数の人々（7~9割）が組織に責任を知覚することが明らかになった。一方で、明白な過失がある成員がいても、業務外の活動で生じた結果に対しては組織に責任があると判断する人は少数派（2割）であった。

### (3) 行為者としての組織・集団

法人の責任に関する判断の主要な規定要因は、主体性・計画性などの行為主体性が認知されるのに応じて、組織的意図の認知、及び応報感情が喚起され、それによって非難が形成されて懲罰判断へと至るという因果パスが、一貫して観察された。これは、意図認知形成、応報的懲罰動機、集合的主体性認知という、社会心理学研究において重要視されながらも相互独立的に発展してきた理論枠組みを統合する視座を開く、大きな意義を持つ知見と言える。

### (4) 専門家による理解との比較

専門家の各設問に対する反応は、群間比較では一般人とほぼ同じパターンを示した。ただし、「予見可能性」「回避可能性」なについては、一般人と反応パターンが微妙に異なっていた。それらの判断は法律技術的色彩を帯びることによると解釈される。

次に、オブジェクト認知とそれと対応するメタ認知（一般人の認知の推測）を比べると、ほとんどの設問で、メタ認知の方が極端で加害関係者の責任を肯定する方向であった。これは「一般人は単純に反応するであろう」という専門家のエリートイズムの現れと解釈された。

加害関係者の損害額の負担割合に関する設問では、どの群においても、一般人と法律家で反応パターンが非常に似ていた。これは、不法行為における負担割合の議論は、高度に法律技術的に見えるが、負担割合そのものについては、法外的な判断で一般人の認知と余り変わらないことを意味している。

最後に、法人処罰については、法律家サンプルも非常に肯定的であった。

以上の結果から、法律専門家は、法外的な判断は一般人と同じであるが、事件類型ごとに個々の関係者の予見可能性、回避可能性などを判断して、一般人に比べてはるかに緻密な(法律的)判断をしていることが示された。この事実の裏側と考えられるのが、法律専門家は一般人の認知は単純であると考えているという結果で、法律専門家のエリートイズムの基礎をなしていると考えられる。法律専門家の認知の特徴を描き出した以上の結果は、専門家と一般人の的確なコミュニケーションの構築に向けて重要な示唆を与える。

#### (5) 集合的罪悪感

集合的罪悪感を要請する被害者感情には、加害当事者集団が過去の歴史上の存在であっても、現在の無関連な成員集団との間に認知される連続性が規定要因となって、喚起されるという特質があることが、初めて実証的に示された。また、集団間過程についてはさらに、偏見の活性化過程やコミュニケーション過程の詳細についても検討が行われ、集団間文脈における責任概念について包括的理解を可能にするための一連の知見が併せて得られた。

#### (6) 法意識プライミング

命令的規範と記述的規範の比較対照を行うことにより、社会的アイデンティティーとの関連が示された。一方、規範遵守傾向に対するプライミング効果については予期しない結果も多数見られ、顕在的認知過程だけで無く潜在的過程についても、さらに詳細な検討の必要性という、将来の研究に対する示唆も多く得られた。

#### (7) 法教育の実践

以上に述べた実証的成果や、応用倫理的な社会的実装の成果を視座に入れながら、法学と心理学の専門家に対しても有用な学術的知見の提供を目的とした学際的かつ総合的な研究書籍の出版に向けた執筆・編集作業が進行中である。倫理教室における教材の開発、その効果に関する調査の結果もその一部に活用されている。

### 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 23 件)

村上史朗・中原洪二郎, 日本語版状態自尊心尺度の作成, 奈良大学紀要, 44, 119-128, 2016. 査読無し

奥田太郎, 家族という概念を何が支えているのか-補完性の原理を経由して, 社会と倫理, 30, 91-103, 2015. 査読無し

Goto, N., Jetten, J., Karasawa, M., & Hornsey, M. J., The sins of their fathers: When current generations are held to account for the transgressions of previous generations, *Political Psychology*, 36(4), 479-487, 2015. 査読有り

Tsukamoto, S., & Karasawa, M., Dehumanization in the Judicial System: The Effect of Animalization and Mechanization of Defendants on Blame Attribution, *Proceeding of the 10<sup>th</sup> Asian Association of Social Psychology Biennial Conference*, 256-267, 2015. 査読有り

Tsukamoto, S., Holland, E., Haslam, N., Karasawa, M., & Kashima, Y., Cultural differences in perceived coherence of the self and in-group: A Japan-Australia comparison *Asian Journal of Social Psychology*, 18, 83-89, 2015. 査読有り

膳場百合子, 組織に対する責任判断過程 - 組織の責任は個人の責任に基づいて判断されるか -, *人文社会科学科学研究*, 55, 171-187, 2014. 査読無し

松村良之, 「コメント:「所有」の心理学の視点から」(日本法社会学会全体シンポジウム:新しい『所有権法の理論』), *法社会学*, 80, 116-128, 2014. 査読有り

村上史朗, 对人的脅威が潜在的自尊心の補償的高揚に及ぼす効果, *奈良大学紀要*, 42, 181-190, 2014. 査読無し

Tsukamoto, S., Enright, J., & Karasawa, M., Psychological essentialism and nationalism as determinants of inter-ethnic bias, *Journal of Social Psychology*, 153, 515-519, 2013. 査読有り

塚本早織・菅さやか・唐沢穰, 裁判員裁判の量刑決定要因に関する第三者の推測, *法と心理*, 13, 35-45, 2013. 査読有り

長谷川真理・有馬齊・唐沢穰・高橋征仁・外山紀子, 道徳判断研究の最前線, *法と心理*, 13, 82-86, 2013. 査読有り

唐沢穰, 社会心理学における道徳判断研究の現状, *社会と倫理*, 28, 85-99, 2013. 査読有り

唐沢穰, 「正義」への心理学的アプローチの可能性 法と正義の心理学的基盤・コメント2 (企画関連ミニシンポジウム「法と正義の心理学的基盤」), *法社会学*, 78, 175-185, 2013. 査読有り

浅井暢子・唐沢穰, 物語の構築しやすさが刑事事件に関する判断に与える影響, *社会心理学研究*, 28, 137-146, 2013. 査読有り

松村良之, 「法学の視点から 法と正義の心理学的基盤・コメント1」(企画関連ミニシンポジウム「法と正義の心理学的基盤」), *法社会学*, 78, 166-174, 2013. 査読有り

奥田太郎, 災害廃棄物の倫理学への試論  
負の財としての廃棄物から復興・減  
災を考える, 哲学と現代, 28, 78-97,  
2013. 査読なし

膳場百合子, 組織の信頼回復 - 不祥事ト  
ップの釈明と引責の効果 -, 人文社会科学  
学研究, 53, 161-172, 2013. 査読無し

Matsumura, Y., Kinoshita, M., Ota, S.,  
& Yamada, H., Japanese Attitudes Toward  
the Lay Judge System and Criminal  
Justice: Based on the Second Survey  
Conducted in 2011, 千葉大学法学論集  
(Chiba Journal of Law and Politics),  
27(1), 178-282, 2012. 査読無し

Zemba, Y., & Young, M. J., Assigning  
credit to organizational leaders: How  
Japanese and Americans differ, Journal  
of Cross-Cultural Psychology, 43,  
899-914, 2012. 査読有り

Singh, R., Simons, J. J. P., Self, W. T.,  
Tetlock, P. E., Zemba, Y., Yamaguchi, S.,  
Osborn, C. Y., Fisher J. D., May, J., &  
Kaur, S., Association, Culture, and  
Collective Imprisonment: Tests of a  
Two-Route Causal-Moral Model, Basic and  
Applied Social Psychology, 34, 269-277,  
2012. 査読有り

②松村良之, 裁判員制度と刑事司法に対す  
る人々の意識--- 2011年第2波調査に  
基づいて, 北大法学論集, 62(4),  
1110-1025, 2011. 査読無し

②膳場百合子・石井 晋, 消費者保護と企業  
パロマ工業事故判決に対する理工系学生  
の反応, 学習院大学経済学論集, 48(2),  
129-141, 2011. 査読無し

②膳場百合子, 組織の責任 - 日本人の判断  
の特徴 - 早稲田大学創造理工学部人文社  
会科学研究, 51, 147-161, 2011. 査読無し

[学会発表](計 60 件)

Karasawa, M., Blaming the bad intention  
of a group's wrongdoing: The role of  
affect and perceived collective agency,  
The 16th Annual Meeting of the Society  
for Personality and Social Psychology,  
San Diego Convention Center, U.S.A.,  
2016年1月28-30日.

Karasawa, M., Making sense of people in  
cultural ways: The role of psychological  
essentialism, Institute of Personality  
and Social Research Colloquium  
University of California at Berkeley,  
U.S.A., 2014年10月1日.

Zemba, Y., Interpreting blaming leaders  
from the perspectives of blamer and  
blamed organizational members, The 11<sup>th</sup>  
Biennial Conference of Asian Association  
of Social Psychology and PAP 52<sup>nd</sup> Annual  
Convention, Cebu City, Philippines, 2015  
年8月22日.

Karasawa, M., & Goto, N., Retributive  
versus utilitarian motivations to punish  
an immoral character, The 17th General  
Meeting of European Association of  
Social Psychology, University of  
Amsterdam, the Netherlands, 2014年7月  
9日.

Karasawa, M., Blameworthy character  
invites harsher punishment: A social  
psychological approach to punitive  
motives against individuals and groups,  
Keynote speech at the joint meeting of  
the 4th Asian Conference of Psychology  
and the 4th Asian Conference on Ethics,  
Religion & Philosophy, 大阪国際会議場,  
日本, 2014年3月28日.

Tsukamoto, S., Suzuki, A., & Karasawa,  
M., A dehumanization influence on the  
morality judgment of an environmental  
issue, The 14th Annual Meeting of Society  
for Personality and Social Psychology,  
New Orleans Convention Center, U.S.A.,  
2013年1月17-19日.

Karasawa, M., & Tsukamoto, S.,  
Psychological essentialism and  
ethnocentrism: A case of Japanese  
national attitudes, The 10th Biennial  
Conference of Asian Association of  
Social Psychology, Yogyakarta,  
Indonesia, 2013年8月23日.

Zemba, Y., Restoring organizational  
trust after a crisis: The effectiveness  
of denial, apology, and a leader's  
self-punishment, The 10th Biennial  
Conference of Asian Association of  
Social Psychology, Yogyakarta,  
Indonesia, 2013年8月23日.

Karasawa, M., Punishment of an immoral  
character as a just desert: A case of  
Japanese lay judgments, the 14th  
Biennial Conference of the International  
Society for Justice Research, Tel Aviv,  
Israel, 2012年9月9-12日.

Goto, N. & Karasawa, M., Belief in a Just  
world for self and others as a  
determinant of collective guilt  
assignment toward an outgroup, The 14th  
Biennial Conference of the International  
Society for Justice Research, Tel Aviv,  
Israel, 2012年9月9-12日.

Goto, N., & Karasawa, M., They said they  
are different from historical  
perpetrators and feel guilt: Now, what  
should we do? Effect of similarity  
expression on intergroup forgiveness,  
Society for Personality and Social  
Psychology Pre-Conference: Group  
Processes and Intergroup Relations,  
San Diego Convention Center, U.S.A., 2012  
年1月26-28日.

Goto, N. & Karasawa, M., Effect of similarity/dissimilarity expression and guilt expression from a historical perpetrator group on guilt assignment by a victim group, The 13th Annual Meeting of Society for Personality and Social Psychology, San Diego Convention Center, U.S.A., 2012年1月26-28日.

Tsukamoto, S., & Karasawa, M., Are dehumanized defendants more guilty than "human-like" defendants?: Implications of dehumanization on the jury system, The 13th Annual Meeting of Society for Personality and Social Psychology, San Diego Convention Center, U.S.A., 2012年1月26-28日.

Karasawa, M., When people use groups as a basis for explanations: Salience, entitativity, and essence of groups. Colloquium at the School of Psychology, University of Queensland, Australia, 2011年9月2日.

Karasawa, M., Social groups as a basis for explanations: How ordinary perceivers make sense of other people's behavior, The 9th Biennial Conference of the Asian Association of Social Psychology (招待講演), Kunming, China, 2011年8月29日.

他 45件

〔図書〕(計 12件)

奥田太郎, 道徳とは何か, どうとくのひろば, (分担執筆 14頁) 日本文教出版 2016.

奥田太郎, 行政・社会のあり方と研究者の倫理, 眞嶋俊造・奥田太郎・河野哲也編著 『人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック』(分担執筆 183-208頁) 慶應義塾大学出版会, 2015.

八田武志・戸田山和久・唐沢穰(監訳), スコット・O・リリエンフェルド/スティーヴン・ジェイ・リン/ジョン・ラッショ/バリー・L・バイアースタイン著 『本当は間違っている心理学の話 50の俗説の正体を暴く』, 化学同人社, 2014. 総 452頁.

松村良之・木下麻奈子・太田勝造(編著), 日本人から見た裁判員制度, 勁草書房, 2015. 総 305頁

奥田太郎, 「II-6 ヒュームとスミス: 共感と観察者の理論は正義を語り得るか」 犬塚元(編) 岩波講座 政治哲学 2 啓蒙・改革・革命(分担執筆 125-148) 2014.

宮本聡介・唐沢穰・小林智博・原奈津子(編訳), S. T. フィスク/S. E. テイラー著 『社会的認知研究: 脳から文化まで』, 北大路書房, 2013. 総 554頁.

松村良之, 「人々は『鑑定』をどのように見ているか 裁判員制度と刑事司法に対する意識調査に基づいて」 白取祐司編 『刑事裁判における心理学・心理鑑定の可能性』,

日本評論社(分担執筆 27-58) 2013.

Haslam, N., Holland, E., & Karasawa, M., Essentialism and entitativity across cultures. In M. Yuki & M. B. Brewer (Eds.), Culture and group processes, Oxford University Press, pp. 17-37, 2013.

奥田太郎(共著), 浅見昇吾・盛永審一郎編 『教養としての応用倫理学』(分担執筆 134-137, 160-166) 丸善出版. 2013.

松村良之, 「人々は法律用語をいかに概念化するか 『権利』、『Hak』、『Right』」 長谷川晃編 『法のクレオール序説 法融合の秩序学』(分担執筆 51-71) 北海道大学出版会 2012.

奥田太郎, 倫理学という構え 応用倫理学原論, ナカニシヤ出版, 2012. 総 314頁

Karasawa, M. Categorization-based versus person-based explanations of behaviors: Implications from the Dual-Process Model. In R. M. Kramer, G. J. Leonardelli, & R. W. Livingston (Eds.), *Social cognition, social identity, and intergroup relations: A Festschrift in honor of Marilyn B. Brewer*, New York: Psychology Press. pp. 9-26, 2011.

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.psy.sis.nagoya-u.ac.jp/klab/index.html>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

唐沢 穰 (KARASAWA MINORU)  
名古屋大学・環境学研究科・教授  
研究者番号: 90261031

### (2) 研究分担者

松村 良之 (MATSUMURA YOSHIYUKI)  
明治大学・研究・知財戦略機構・研究員  
研究者番号: 80091502  
膳場 百合子 (ZENBA YURIKO)  
早稲田大学・理工学術院・准教授  
研究者番号: 00548886  
村上 史朗 (MURAKAMI FUMIO)  
奈良大学・社会学部・准教授  
研究者番号: 30397088  
奥田 太郎 (OKUDA TARO)  
南山大学・人文学部・准教授  
研究者番号: 20367725

### (3) 連携研究者 該当なし